

令和5年10月相模原市教育委員会定例会

日 時 令和5年10月27日(金)午前9時30分から午前11時25分まで

場 所 第3委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (請願第 1 号) 「不登校重大事件に係る『相模原市子どものいじめに関する調査委員会』の調査開始時期について」の請願(教育局)

日程第 2 (議案第 4 0 号) 相模原市立学校の教職員の人事について(学校教育部)

日程第 3 (議案第 4 1 号) 相模原市指定文化財の指定に係る諮問について(生涯学習部)

4. 報告案件

日程第 4 (報告第 2 2 号) 相模原市いじめ重大事態に係る対応状況について(学校教育課)

日程第 5 (報告第 2 3 号) 専決処分の報告について(学校教育課)

日程第 6 (報告第 2 4 号) 令和5年度実施相模原市立学校教員採用候補者選考試験について(教職員人事課)

日程第 7 (報告第 2 5 号) 文化財保護審議会の活動状況等について(文化財保護課)

出席した教育長及び委員(6名)

教 育 長 渡 邊 志寿代

教育長職務代理者 小 泉 和 義

委 員 平 岩 夏 木

委 員 岩 田 美 香

委 員 宇田川 久美子

委 員 白 石 卓 之

説明のために出席した者

学校給食・規模適正化 担当部長	有本 秀美	学校教育部長	農上 勝也
生涯学習部長	村田 典久	教育局参事 兼教育総務室長	岩崎 雅人
教育総務室総括副主幹 (総務企画班)	的場 秀剛	学校教育課長	三谷 将史
学校教育課課長代理	安藤 隆則	学校教育課担当課長 (人権・児童生徒指導班)	前島 利広
学校教育課指導主事	袴田 勉	教職員人事課長	中井 一臣
教職員人事課総括副主幹 (総務班)	田村 圭治	教職員人事課副主幹 (総務班)	山上 啓介
文化財保護課長	天野 由美子	文化財保護課担当課長	堂園 浩次
文化財保護課主任	齊藤 真一		
事務局職員出席者			
教育総務室主任	栗原 明伸	教育総務室主事	田中 瑠菜

開 会

渡邊教育長 ただいまから、相模原市教育委員会10月定例会を開会いたします。

本日の出席は6名で定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、平岩委員と岩田委員を指名いたします。

本日は、報道機関等から撮影及び録音に係る許可申請書が提出されております。傍聴規則第7条の規定に基づき、いずれも認めることといたしますが、撮影につきましては会議冒頭のみ許可いたします。

それでは撮影をお願いします。

(撮影)

渡邊教育長 それでは、日程に入ります。

はじめにお諮りいたします。

本日の会議の日程2、議案第40号、「相模原市立学校の教職員の人事について」、日程3、議案第41号、「相模原市指定文化財の指定に係る諮問について」は、会議規則の規定により公開しない会議として取り扱うことにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 では、ご異議ございませんので、本日の会議のうち、日程2から日程3については公開しない会議といたします。

なお、公開しない会議とする案件は、会議の最後に審議することといたします。

「不登校重大事件に係る『相模原市子どものいじめに関する調査委員会』の調査開始時期
について」の請願

渡邊教育長 それでは、これより日程に入ります。

日程1、請願第1号、「不登校重大事件に係る『相模原市子どものいじめに関する調査委員会』の調査開始時期について」の請願について審議いたします。

質疑に入る前に、担当部局より本件に関する説明等を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、事務局より説明をお願いいたします。

農上学校教育部長 請願第1号、「不登校重大事件に係る『相模原市子どものいじめに関する調査委員会』の調査開始時期について」の請願について、ご説明いたします。

まず、本請願は、令和4年6月に発生した不登校重大事態について、被害児童保護者が所見を提出するまで、第三者委員会による調査の開始を待つことを被害児童保護者が請願するものです。

この保護者所見の法令等における位置付けについてですが、文部科学省が発行するいじめの重大事態の調査に関するガイドラインにおいて、調査結果を地方公共団体の長等に報告する際、被害児童生徒の保護者は調査結果に係る所見をまとめた文書を当該報告に添えることができるとされております。このことから、教育委員会といたしましては、市長に対するいじめの調査結果報告に当たり、保護者所見を添えることを希望する場合には、提出するよう求めていたところ、本請願書の提出がありました。

続いて、対応の経緯について説明いたします。令和5年7月24日、市教育委員会より被害保護者に調査結果報告書を郵送いたしました。その際、「保護者所見を添えることができる」ことを記載し、被害児童保護者に伝えております。その後、第三者委員会による調査の必要性を判断する際の重要な資料となることなどから、8月18日、9月15日に保護者所見の提出を求めたところ、被害児童保護者からは、調査結果報告書の量が膨大であることから、確認をする時間が欲しいという旨の文書を9月22日に受け取っております。10月5日、第三者委員会による調査委員会の準備を進めていることを伝えるとともに、10月20日を目途に進捗状況について連絡をいただくことをお願いしたところ、10月13日に本請願書を被害児童保護者より受領したところでございます。

経過等の説明は以上でございます。

渡邊教育長 説明が終わりました。なお、請願につきましては、相模原市教育委員会会議規則第12条第3項におきまして、「教育長は、必要があると認めるときは、請願者又は関係者の意見を聞くことができる。」と規定されております。

本件請願につきましては、請願書により請願内容を理解することができ、意見を聞くことは特に必要ないと判断いたします。

それでは、これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 流れ的なものは以前も説明を聞かせていただいて、大体入っております。今、改めてお聞きすると、やはり第三者委員会が、正式に開かれるということを見ると、確かに7月24日に報告書はお手元に届いていたのかもしれませんが、

請願された方の心づもりといたしますか、心の準備ということも考えますと、やはりこの請願を受理して、調査開始時期を当事者とよく相談しながら、結果的には延ばすという形の方が妥当かなと私は考えています。

白石委員 私も、息子の不登校を経験した保護者として拝見させていただきましたけれども、いずれにしても、納得いく形で今後の第三者委員会が開かれたり、審議されるということが非常に大切だと思います。

また、第三者委員会が今後、どれぐらいの頻度でやるのか、どれぐらいの期間を要するののかもこの請願を提出された方によく事前に説明をした上で、第三者委員会が開かれることが望ましいと思いますし、そういう意味では、こちらで待つことに不都合がないのであれば、所見を待って行う方が望ましいのではないかなと感じます。

渡邊教育長 お二人から、請願者の意向を尊重する方向というご意見がありましたが、いかがでしょうか。特によろしいですか。

それでは、これより採決を行います。

請願第1号、「不登校重大事件に係る『相模原市子どものいじめに関する調査委員会』の調査開始時期について」の請願」を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、請願第1号は採択することに決しました。

相模原市いじめ重大事態に係る対応状況について

渡邊教育長 次に、日程4、報告第22号、「相模原市いじめ重大事態に係る対応状況について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

三谷学校教育課長 相模原市いじめ重大事態に係る対応状況について、報告第22号別紙を基にご説明させていただきます。

事案の概要を改めてご説明いたしますと、被害児童は市内小学校3年生男子で、令和4年6月にいじめが発生し、当該児童は、いじめが元で不登校になり、その後、転校いたしました。学校では、保護者からの訴えがあった翌日から「いじめの疑い」として対応を開始し、同年7月には、被害児童への謝罪の機会を設けるなど、いじめの解決に向けた対応を行ってまいりました。しかしながら、被害児童が2学期より転校することとなり、学校は、同年9月20日に、本事案をいじめによる不登校重大事態として認定し、同年10月

27日に教育委員会で発生報告書を提出いたしました。また、同年11月17日に、教育委員会より市長に発生報告をしております。その後、令和5年5月30日に、教育委員会が学校より調査結果報告書を受領し、7月24日に保護者に対し、調査結果報告書を送付したところです。

経過につきましては、令和5年度分よりお伝えいたします。裏面をご覧ください。

4行目、令和5年度でございます。4月5日、当該校職員研修会の実施。5月4日、被害保護者より報告書の有無、保護者説明の予定について市教委へ文書にて問合せ。5月30日、当該校いじめ防止基本方針の改定。同日、調査結果報告書作成終了、市教委より被害保護者へ説明日程等の回答。6月21日、被害保護者より市教委へ、面談ではなくメールでのやり取りを希望される。7月24日、市教委より被害保護者へ、調査結果報告書を郵送しております。なお、被害児童は、転校後登校することができております。

対応についての認識と今後の対応についてでございます。事実の確認や指導等の初期対応について、また情報の取りまとめに時間を要したこと、保護者との対応の中で、対面での説明ではなく文書でのやり取りを求められたことなどから、幾つかのプロセスで時間がかかり、市長等への報告が遅くなったことについては、課題であると認識しております。

調査報告に対する保護者の所見を確認した上で、第三者委員会を実施し、検証する準備を行っているところですが、10月19日に相模原市いじめに関する調査委員会招集検討会議を実施し、保護者が調査結果報告に対し、納得まで至っていない状況を鑑み、第三者による調査委員会を招集する必要があるとの意見で一致したところでございます。しかしながら、先ほどのご協議のとおり、教育委員会が10月13日付で保護者からの調査委員会開催延期の請願書を受領したことから、正式な結果は本会での請願に係る結果を受けて改めて行うということにいたしました。

学校での取組についてでございます。いじめの定義、特に、心身に苦痛を感じているものをいじめとして捉える等の再確認を行うとともに、報告・連絡・相談を含め組織的対応の体制を整えてまいります。

いじめの早期発見に向けて気になるお子さんや発達に課題のあるお子さんへの関わり方の理解を深めるとともに、各種相談窓口について、児童生徒への周知を図ってまいります。

先日行われました「いじめ防止フォーラム」の取組状況を市内全校に情報発信するとともに、各校において、いじめ防止の取組について考えてまいります。

今年度より実施を依頼しております、いじめの疑いにより、5日以上欠席を余儀なく

されている児童生徒の「いじめ事案報告書」の作成及び提出、こちらをしっかりとやってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 10月19日に開催された調査委員会招集検討会議について、もう少し詳しく、内容も含めてお願いします。

三谷学校教育課長 調査委員会招集検討会議ですが、こちらは要綱に基づきまして、学校教育部長、学校教育課長、青少年相談センター所長等で構成されているメンバーで、いじめ調査委員会の招集について検討したものでございます。内容といたしましては、相模原市子どものいじめに関する調査委員会招集検討会議の設置に関する要綱について確認するとともに、招集についての必要性ということを確認したところでございます。

そうした中におきまして、ガイドラインにおいても、教育委員会による調査等を行う場合もあると書かれており、こうしたところについて、私どもとしても課題があるということから、調査委員会の招集は必要であろうという結論に至ったところでございます。

小泉教育長職務代理者 意見というか考えなのですが、当然のことながらいじめはあってはならない重大事案ということですので、やはり二度と起きないように、また、子どもの安心・安全を第一に考えた学校運営であるとか教育を進めてもらいたいなど。そういう意味でも学校での取組を今後更に進めて、いじめが起らない相模原市の学校教育を是非お願いしたいと考えております。よろしく申し上げます。

白石委員 一昨日、いじめ防止フォーラムの方に参加をしてまいりました。その中で、緑区の小・中学校の皆さんが、オンラインでいじめに関する意見交換を、いじめをなくするにはどうしたらいいかということをお話合っていました。それで、この重大事案についても、その1つに該当してしまうことになるかと思っておりますけれども、報道でもありますように、いじめや不登校が過去最大になっているという報道がされています。

それで、いじめ防止フォーラムの中でも、やっぱり意見として集約されてきたのが、昔よりもいじめの定義というのがすごく広がっていて、要は相手が嫌だと感じたことはいじめになってしまうのだよというようなところ、その辺をまず、子どもたちもそうですし、先生方も共有することがまず必要なのだろうと思います。あと、そうなってしまう原因として、すごく思い込みとか、要はコミュニケーション、会話がなく、多分そういうふう

に短絡的・瞬間的に判断してしまうとか、考えてしまうとか、それが行動に出てしまうとか、そういうのがすごく顕著になっているのではないかというような意見が結構出ていました。

なので、やっぱりそういういじめという部分がどういうのが駄目なのだよということと同時に、そういうことにならないように、本当に会話なんかのコミュニケーションというのが、子ども同士もそうですし、先生からのコミュニケーションもそうだと思いますし、その辺も併せてこの重大事案に至らないように、今後、取り組んでいただければと思います。

岩田委員 私も二人の委員と基本的には同じなのですが、やはりもう今、対応をこれから考えて、学校の方での取組もされていると思うのですが、6月3日のときのいじめが、やっぱりいじめと認識するよりも喧嘩と認識したということもあたり、それによってこのいじめの定義みたいなのところをもう一度学校で確認していくとなっていて、今後、5日以上欠席を余儀なくされている場合には、いじめ事案報告書の作成、提出ということにつながっているのですが、これももちろん大事なことのだけでも、それと同時に、先生方はかなり忙しくなっているので、文書を作成することにまた追われるのではなくて、子どもの様子をきちんと見られるような先生方の目や、見ていく力みたいなのところの余裕みたいなものも担保していく必要があるのだろうなと思いました。

平岩委員 改めましてお伝えしたいのが、この不登校重大事件に関しては第三者委員会の方を開催する方向で調整することが決まり、保護者の所見の提出を待つという時期のことでも先ほど決まったわけなのですが、それと並行して、学校を含め組織的な対応の体制を整えるという中で、報告・連絡・相談なのですが、それをするというところとそのタイミングというのをしっかりと逃がさないということをお願いしたいと思います。

宇田川委員 私もほかの委員の方々と同じ考えではありますが、それに追加して是非お願いしたいのが、やはり一人ひとりの子どもたちにとって、本当に嫌な思いをしていたり困ったりしていることがあるというときに、それを出せる、表現できる子どもばかりではないと思うので、やはりそこを確実にちゃんと読み取っていく、検知できるようにというところに、今もそれは本当にもう心を砕いてくださっていると思いますけれども、更に一層そのところは注意して、それぞれ一人ひとりの子どもにとって、その表現というのは異なっていますので、その奥のところを酌み取って、是非そういったところを大人の側、教育側から私たちがキャッチできるようにというところで、そこは注力していきたい

なと思いますし、それを是非お願いしたいと思います。

渡邊教育長 各委員からご意見いただきました。いじめが起こらないようにするためにはコミュニケーションをしっかりとっていくということが大切であり、また、教員が子どもの様子をしっかりと見る余裕をつくる、そういう体制づくり、そして、学校が報告・連絡・相談をできるような、しっかりした学校の体制、そして、教員、周りの大人が様々な子どもたちの様子をしっかりと読み取ることができるような、そういう学校づくりというものに対し、ご意見をいただいたと思います。生かしていきたいと思います。

ほかはよろしいでしょうか。

ほかに質疑、ご意見ございませんので、この件はこれで終わりいたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開後の審議に係る職員以外は退出してください。

(休憩・9:53～9:55)

専決処分の報告について

渡邊教育長 休憩前に引き続き会議を続けます。

日程5、報告第23号、「専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

三谷学校教育課長 報告第23号について、ご説明申し上げます。

市立小学校の管理下に生じた事故に係る損害賠償額の決定について報告するものでございます。お手元の資料2枚目、専決処分書の裏面をご覧ください。

中段下、事故の状況についてでございますが、令和5年6月5日午後2時頃、南区内の市立小学校敷地内において、児童らが授業中に教室を抜け出して遊んでいた際、近隣の駐車場に向かって投げた石が当該駐車場に駐車していた被害者の普通乗用車に当たり、ヘッドランプ等を破損させたものでございます。

本市の責任割合につきましては、記載のとおり100%、損害賠償額につきましては、普通乗用車の修理費用及び修理期間中のレンタカー費用として、23万6,786円でございます。

表の下段をご覧ください。再発防止策といたしまして、校長、副校長、学年主任及び担任等で事案を共有し、授業中に児童が教室外に出た際の報告体制、授業改善及び学級指導の内容について確認いたしました。また、教育委員会といたしましては、各学校が教室を

出てしまう児童に対する理解を深め、児童の安全を第一に考えた対応が取れるよう、研修等を通じて指導してまいります。

以上で説明を終了させていただきます。お願いいたします。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いします。

白石委員 何年生の子たちが何人抜け出してしまったのでしょうか。

三谷学校教育課長 児童は1年生でございまして、3名の児童でございます。

白石委員 こういうことになってしまったわけですが、ちょっと発達に特性がある子なのかは分かりませんが、なぜ抜け出してしまったのか、なぜ石を投げたくなってしまったのか、その辺も是非併せて、ケアをしていただきたいなと思います。

三谷学校教育課長 抜け出した理由でございますが、本児童等は、日頃からクールダウンをする際に、教室外で落ち着くというような場面があったお子さんでございます。そのときもクールダウンをさせようというところはあったと確認をしています。また、ほかの児童につきましても、立ち歩かないですとか、外に出ないというところの注意をしたところではありますけれども、そうした中、3名が外に出てしまい、この事故に至ったというところでございます。

渡邊教育長 ほかの委員、いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

それではこの件は終了といたします。

令和5年度実施相模原市立学校教員採用候補者選考試験について

渡邊教育長 次に、日程6、報告第24号、「令和5年度実施相模原市立学校教員採用候補者選考試験について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

中井教職員人事課長 報告第24号、令和5年度実施相模原市立学校教員採用候補者選考試験について、ご報告させていただきます。

9月19日に結果を公表したものになりますが、資料をご覧ください。本市は、繰上採用制度を行っており、12月28日をもって採用予定者数が確定いたしますが、9月19日時点のものを報告させていただきます。

まず、令和6年度採用予定者についてです。資料の左側の枠をご覧ください。小学校は90人程度の募集に対し、応募者が241人、受験者が217人で、名簿Aに96人登載し、倍率は2.3倍でした。前年度の1.7倍から上がっております。名簿Bは、22人

掲載しております。

中学校につきましては、左下になりますけれども、全教科合わせて60人程度の募集に対し、応募者数が255人、受験者は222人、名簿Aには47人掲載し、採用倍率は4.7倍でした。前年度の5.1倍からやや下がっております。名簿Bは6人掲載しております。

続きまして養護教諭ですが、6人程度の募集に対し、応募が51人、受験者は43人、名簿Aに6人掲載し、倍率は7.2倍でした。前年度の3.3倍から上がっております。名簿Bには3人掲載しております。

障害者選考につきましては、内数で2人程度の募集に対し、応募者が1人、受験者は1人で、名簿A登載者は0人でした。全体といたしまして、156人程度の募集に対し、応募者が547人、受験者が482人で、名簿Aに149人掲載し、倍率は3.2倍でした。前年度の2.9倍よりやや上がっております。名簿Bには31人掲載しております。

続きまして、今年度実施いたしました、「大学3年生等早期チャレンジ!!」について報告させていただきます。「大学3年生等早期チャレンジ!!」として、令和7年度採用予定者の試験の一部を実施いたしました。この試験は、第1次試験の一般教養・教職専門試験のみを実施し、合格者は、第1次試験の残りの教科専門試験と2次試験を次年度に受けていただくというものです。合格基準は、令和6年度採用予定者と同じにしております。

資料の右側の枠をご覧ください。募集人数は定めておりませんが、下段右下になりますけれども、全体で応募者が139人、受験者が123人で、90人が合格しております。

以上、報告させていただきます。

渡邊教育長 それでは説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 名簿登載のB、小学校ですと募集数90人程度に対して22人、中学校は60人程度に対し6人ということで、この辺の何か基準みたいなものはあるのかというのが1点と、あと、全体の倍率として2.9から3.2に上がったということを今お聞きしました。全国的にそうだと思うのですが、各学校現場に欠員が生じている中で、この上がった要因みたいなものがもし分かれば教えてください。

中井教職員人事課長 まず、B名簿の基準につきましては、小学校につきましては、今ございましたとおり、欠員がやはり多く出ていることから、年度当初に欠員を生じさせないように補欠合格者を多めに取っております。私たちもある程度は想定して、この90人と

いうのは定めておりますが、想定を超えたときのためのものも含まれております。中学校につきましては、教科の定数が1つひとつございますので、そんなに多くB名簿は登載しておりません。

続きまして、倍率が少し上がった要因につきましては、小学校の方で倍率が上がったことが要因として挙げられます。小学校につきましては、私たちの中で、特別選考枠を広げたり、あるいは大学、高校に相模原市の魅力を伝える活動、相模原市の教育の現場を伝えること、教育センターとも協力して、学校に入って大学生にそういうことをアピールしてきたことが成果として出ているのではないかと考えております。

小泉教育長職務代理者 恐らく成果としては上がっているので、更にそれを拡大して、相模原教育の充実に寄与できるような人材の確保をよろしくお願いしたいと思います。

岩田委員 募集に対して合格者数が埋まっていないところが、小学校の英語コースと中学校の特別支援というところで、感想に近いような感じですけど、やはり英語の教員というのがなかなか集めづらいのかと思ったのですが、何かその辺で説明があれば教えていただきたいと思います。

中井教職員人事課長 小学校の英語コースにつきましては、例年なかなか埋まらない傾向にございます。といいますのも、ある程度の条件がございまして、中学校の免許を持っているですとか、ほかの試験の結果ですね、英語に秀でた者でない限りはこのコースを受けることができませんので、そのところをうまくクリアして、志を持った方がなかなか集まらないということは課題です。中学校は特別支援の方ですけれども、12人募集のところをなかなか定数が埋まらないということもございまして、そこも課題と思っております。

渡邊教育長 ほかの委員から何かございましてか。特にございませんか。

では、この件についてはこれで終了といたします。

文化財保護審議会の活動状況等について

渡邊教育長 次に、日程7、報告第25号、「文化財保護審議会の活動状況等について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

天野文化財保護課長 報告第25号について、ご説明申し上げます。1枚おめくりいただきまして、別紙をご覧くださいと存じます。

相模原市文化財保護審議会の設置目的でございますが、教育委員会の諮問に応じて、文

化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、その結果を答申し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議することでございます。委員の数は15人以内、任期は2年で、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱することとなっております。

活動内容についてでございますが、市の区域内にある文化財のうち、市にとって重要なものを市指定文化財として、保存及び活用の措置を講ずるべきものを市登録文化財として指定や登録をする場合、また指定の解除や登録を抹消する場合、調査、審議を行うものでございます。

開催の実績といたしましては、令和3年度に2回、令和4年度に1回、令和5年度に1回開催し、今年度8月の会議においては、相模原市文化財の新指定・登録候補として、緑区長竹に伝わる中世絵画で、市の絵画史や信仰を考える上で重要な、紙本著色飯縄権現像、緑区相原に伝わる中世の工芸品で、元は緑区小原に所在したことが近世資料に掲載され、地域の振興、歴史を理解する上で重要な、小原日天社の鰐口についてご審議いただきました。

裏面の委員名簿をご覧いただきたいと存じます。令和5年10月1日現在、12人の方に委員をお願いしており、文化財の種別に応じ、分野が偏らないよう人選に配慮しながら、専門的知識や豊富な学識経験をお持ちで、本市在住者、市内及び近隣の大学の教員の方など、本市の自然や歴史文化に対し理解がある方をお願いしております。

以上で、報告第25号についての説明を終わらせていただきます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 この会議の開催方法といいますが、委員の方を見ると岐阜県の方もいらっしゃるのかなみみたいな感じがするのですが、どういう形で会議をされているのでしょうか。

天野文化財保護課長 鹿野委員の勤務先は岐阜県ですが、お住まいは都内でございますので、会議は対面で行わせていただいております。

岩田委員 参考までに教えていただきたいのですが、任期2年で、再任を妨げないということですが、24年の方が2人いらっしゃって、確かに誰でもとはいかないので、逆に任期を長くしてもいいのではないかと思ったのですが、短い任期を何回も更新していく理由があれば教えていただきたいと思っております。

天野文化財保護課長 審議会の委員は2年ということで、市の方で決められております。

白石委員 今年度は新たに2件の指定を審議されたということなのですが、例年の指定の件数は、その程度の数なのでしょうか。

天野文化財保護課長 昨年度、令和4年度につきましても2件お諮りをしております。指定または登録をする場合には、事前の調査を審議会委員の専門の先生に見ていただいて、助言をしていただいたりとか、職員が調査をしたり、あるいは所有されている方が将来的には管理責任を持っていただくような形になりますので、その方にご理解をいただくということで、調整にかなり時間がかかるというところがございます。そういった意味で件数が少なくなっております。

渡邊教育長 ほかには何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、この件を終了といたします。

ここで、前回定例会後の私の活動状況等についてご報告いたします。

9月14日に、指定都市PTA情報交換会が杜のホールで行われました。指定都市ということですので、他都市のPTAの役員の皆さんが本市に集まれ、情報交換が行われました。

9月17日、古淵駅周辺で開催された相模原よさこいRANBU!ですが、鵜野森中学校の創作研究部と美術部による大型パネルが掲示されて、迫力があるものでございました。また、よさこいには大野小学校が参加しているものを拝見いたしました。

10月3日から6日の4日間、連合運動会がギオンスタジアムで開催されました。小泉委員にも6日にご出席をいただきました。今年度は2日目に雨が降りましたが、中止することなく全日程実施することができました。陸上競技協会の協力もあり、記録の計測がスムーズに行われるなど、運営の改善も見られました。

なお、各小学校の運動会、中学校の学校祭などが開催され、幾つかの学校を私も訪問いたしました。応援合戦で大きな声を張り上げて頑張っている様子、また創作ダンスなど表現も様々な工夫があり、見応えがございました。

10月11日に、神奈川県退職女性校長会「梅の実会」の研修会というのがございます。行ってまいりました。退職された校長先生方も頑張っているのを拝見いたしました。

10月12日、人事異動方針説明会、それから臨時校長会を開催いたしました。いじめ重大事態の事案を踏まえた訓辞を校長先生に行いました。

10月14日に、上溝小学校創立150周年記念式典に出席いたしました。地域とともに

に、地域に支えられて学校が教育活動を展開しているということを再確認いたしました。

10月20日から22日、造形「さがみ風っ子展」が開催されました。昨年度に続き3区の会場で開催されました。駐車場が遠い施設ではシャトルバスを配車する工夫なども行われ、家族連れでにぎわっておりました。初日は風が強くて、展示方法など工夫が必要という状況ですが、担当の先生が頑張ってお対応してくださいました。

10月20日、神奈川県都市教育長協議会臨時総会が開催され、他都市の教育長と情報交換を行いました。

以上でございます。

では、ここで、次回の会議予定日を確認いたします。次回は、11月7日、火曜日、午前9時30分から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

渡邊教育長 それでは、次回の会議は、11月7日、火曜日、午前9時30分からの開催予定といたします。

ここで休憩いたします。なお、再開後の審議については、公開しない会議としますので、関係する職員以外の方は退出してください。

(休憩・10:19～10:28)

相模原市立学校の教職員の人事について

(公開しない会議 原案どおり可決)

相模原市指定文化財の指定に係る諮問について

(公開しない会議 原案どおり可決)

渡邊教育長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉 会

午前11時25分 閉会